

胆 振 東 部 国 有 林 の 地 域 別 の 森 林 計 画 書

(胆振東部森林計画区)

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 平成 2 3 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

樹立年月日：平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日

北海道森林管理局

胆振東部森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森 林 管 理 署	

は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、胆振東部森林計画区に係る国有林について、森林の有する機能別の森林の所在及び面積、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

計 画 の 大 綱

- 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ ----- 1
 - (1) 位 置
 - (2) 自然的背景
 - (3) 社会経済的背景
 - (4) 森林・林業・木材産業の概況
- 2 計画樹立に当たっての基本的考え方 ----- 2

計 画 事 項

- 1 計画の対象とする森林の区域 ----- 4
- 2 森林の整備及び保全に関する事項 ----- 4
 - (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積
 - (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 ----- 8
 - (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項
 - (2) 伐採立木材積
 - (3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項
- 4 造林面積その他造林に関する事項 ----- 11
 - (1) 造林に関する基本的事項
 - (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積
 - (3) その他造林に関する必要な事項
- 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 ----- 12
 - (1) 間伐及び保育に関する基本的事項
 - (2) 間伐立木材積
 - (3) その他間伐及び保育に関する必要な事項
- 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 ----- 14
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域
 - (2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法
- 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 ----- 15
 - (1) 林道の開設及び改良に関する基本的考え方
 - (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等
 - (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
 - (4) その他必要な事項

8	森林施業の合理化に関する事項 -----	16
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
	(2) 林業機械の導入の促進	
	(3) 作業路等の整備	
	(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
	(5) その他必要な事項	
9	森林の土地の保全に関する事項 -----	17
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
10	保安施設に関する事項 -----	17
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
	(4) その他必要な事項	
11	その他必要な事項 -----	18
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	(2) 森林の保護及び管理	
	(3) その他必要な事項	
別 表		
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積 -----	25
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	26
別表3	伐採立木材積 -----	26
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	26
別表5	公益的機能別施業森林の区域 -----	27
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 -----	27
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法 -----	28
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 -----	28
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法 -----	29
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	29
10-1	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	
10-2	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	
10-3	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----	29
別表12	治山事業の数量 -----	30
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	30

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況	1
(1)	市町村別土地の面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の状況	2
(4)	産業別就労者数	3
2	森林の現況	4
(1)	齢級別森林資源表	4
(2)	制限林普通林別森林資源表	9
(3)	市町村別森林資源表	10
(4)	制限林の種類別面積	11
(5)	樹種別材積表	12
(6)	荒廃地等の面積	12
(7)	森林の被害	12
3	林業の動向	13
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	13
(2)	森林事業体の現況	14
(3)	林業労働力の概況	14
(4)	林業機械化の概況	15
4	前期計画の実行状況	16
(1)	伐採立木材積	16
(2)	人工造林・天然更新別面積	16
(3)	育成複層林施業導入面積	16
(4)	林道の開設又は拡張の数量	16
(5)	保安施設の数量	17
5	林地の異動状況	18
(1)	森林より森林以外への異動	18
(2)	森林以外より森林への異動	18
6	森林資源の推移	19
(1)	分期別伐採立木材積等	19
(2)	分期別期首資源表	20

計 画 の 大 綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ

(1) 位 置

北海道の南西部に位置し、胆振総合振興局管内の中央部から東部に位置している。北は石狩空知森林計画区に、西は後志胆振森林計画区に、東は日高森林計画区にそれぞれ接しており、南は太平洋に面している。

(2) 自然的背景

ア 地 勢

本森林計画区の北西に樽前山やオロフレ山、北東に夕張山地が連なり、樽前山麓には緩やかな地形の森林が広がり、中央部には勇払平野が広がっている。

河川は、国有林を水源とする勇払川、白老川、鶴川などが太平洋に注いでいる。

イ 地質及び土壌

地質は、第三紀から第四紀の火山活動の影響により、各種の噴出岩類が発達している。河川沿い海岸地帯の平坦部は第四紀に、その他の地域は第三紀に区分され、鶴川上流には蛇紋岩、かんらん岩が分布している。

土壌は、樽前山及び有珠山からの火山性噴出物が広く分布するとともに、東部には頁岩や砂岩が分布している。

ウ 気 候

気候は、全般的に臨海性で、一部には海霧の発生や冷涼な地域を含むが、比較的温暖な気候となっている。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

1市4町から構成され、国有林は1市2町に所在している。

イ 人 口

人口は、約218千人（平成17年国勢調査）で、全道の3.9%となっている。

ウ 産 業

農業は、冬温暖、夏冷涼な気候を生かして、水稻、野菜等の畑作物、花き、酪農・畜産やメロンが栽培されているなど多様な農業が展開されている。このほか、軽種馬の生産も盛んである。

漁業は、すけとうだら刺網、さけ定置網、ほっき貝漁などの沿岸漁業が盛んである。

工業は、道内有数の工業都市並びに港湾都市である苫小牧市を中心に、石油精製、紙・パルプ、鉄鋼、自動車部品などの業種が主体を占め、かつ大規模事業所のウェイトが高いという特徴を持っている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の約70%の163千haで、全道森林面積の約3%を占めている。このうち、林野庁所管の国有林は、62千haとなっている。

本森林計画区の森林帯は、汎針広混交林と呼ばれており、トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混交する天然林を形成している。

垂直分布では、標高がおよそ700m以上で亜寒帯針葉樹が多くなり、1,000mを越すとダケカンバ、エゾマツが混生した林分を形成している。

管内の素材生産量は天然林の木材供給力の低下から減少傾向にあるが、人工林の生産力が高まっており、今後の増加が期待される。

イ 木材産業

平成21年度の製材の原木消費量は、全道の約8%を占める132千m³で、このうち針葉樹が約92%、広葉樹が約8%となっている。また、製材出荷量は、全道の約8%を占める69千m³で、用途別では建築材が約46%となっている。

チップの原料消費量は全道の約8%を占める136千m³で、このうち針葉樹が約51%、広葉樹が約49%を占めている。

ウ 林業事業体等の現況

森林組合は、平成20年度末現在で1組合が組織されており、組合員数は1,086人となっている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全とともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割への期待が高まっている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。

とりわけ、北海道の総土地面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応えるために、流域を単位として、民有林と国有林が連携し、地域の特色ある森林づくりを進めていくとともに、森林吸収源対策を推進するため、「京都議定書目標達成計画」及び「美しい森林づくり推進国民運動」等を通じて、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

また、森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育していることから、森林の整備に当たっては、樹種や林齢等の異なる様々なタイプの森林が、分散的に配置されるよう努めるなど、森林の状態や変化に応じ、多種多様な生物相を安定的、長期的に支える視点に配慮し、もって生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に貢献することとする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

本森林計画区の国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業や水産業の振興に資する観点で重要な役割を担っている。水源かん養を目的とした保安林を主体に全森林面積の９８％が保安林に指定され、苫小牧市などの水源として重要な役目を担っていると同時に、火山である樽前山などの影響を受け地質的に脆いことから、森林の保全に対する要望が高まっている。このため、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源かん養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。

森林の生物多様性を保全するに当たっては、森林に対する社会的ニーズや立地条件、森林生態系の生産力や復元力に応じた適切な森林施業を組み合わせることなどにより、全体として森林生態系の種及び遺伝子の保管庫としての機能が最大限に発揮されることに留意しつつ、森林の整備及び保全を推進するとともに、次の事項に留意する。

ア 国の天然記念物に指定されているクマゲラ及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齢級の人工林における間伐並びに増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進する。

平成１６年の台風１８号災害の被害箇所については、支笏湖周辺風倒木被害復旧対策検討委員会の報告を踏まえ、風害を軽減するための「多様な樹種、樹冠層により形成される森林」を目指して、引き続き復旧を進めていくこととする。

計画を効率的に実施し、地域の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進するため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図るとともに、森林整備協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進する。

計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		6 2 , 1 4 9 . 7 7	
市 町 別 内 訳	苫小牧市	1 9 , 4 8 1 . 2 0	
	白老町	2 2 , 6 5 2 . 3 3	
	厚真町	—	
	安平町	—	
	むかわ町	2 0 , 0 1 6 . 2 4	

注 1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課及び胆振東部森林管理署に備え置く。

2 森林の整備及び保全に関する事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表 1 のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮する上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、

街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、２の(2)の森林の整備及び保全の目標の達成に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な管理・保全等に加え、山地災害等の防止対策や病虫害及び野生鳥獣等による森林被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

また、森林の立木及び下層植生の状況等を全国統一した手法に基づき把握・評価する森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

なお、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安林制度の適切な運用を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進に当たっては、多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努めるものとする。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

(ア) 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成又は良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を促進するため、適切な保育・間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。また、立地条件に応じて、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等が必要な場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することとする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。また、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する(ア)及び(イ)の区分以外の森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、木材資源の持続的な循環・利用を図るための適切な造林、保育及び間伐を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	6 2 , 1 4 9 . 7 7	1 0 0 %
水 土 保 全 林	5 4 , 4 8 8 . 9 5	8 8 %
森林と人との共生林	7 , 5 3 8 . 4 8	1 2 %
資源の循環利用林	1 2 2 . 3 4	0 %

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表２のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア 水源かん養機能等の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興等に資する観点から、特に水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりで森林を取り扱うことに留意して、

将来とも育成単層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業

将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業

等を行っていくものとし、流域全体で水源かん養機能及び山地災害防止機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐については、地球温暖化防止にも貢献することから積極的に取り組むこととし、路網を有効に活用した施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね５０ｍ以上の保護樹帯を設置する。

イ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

(ア) クマゲラ

北海道においては、その全域にわたり天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に

開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系の要石の位置にある（キーストン種）であるとされていることから、営巣木保護区域等を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による。

(イ) クマタカ・オオタカ

猛禽類の多くは、陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されているが、このうちクマタカは我が国の森林生態系を代表する猛禽類であるが、将来における種の存続が危惧される状況になっていること、また、オオタカは比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、営巣木保護区域を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成19年3月28日付け18北計第147号）による。

(ウ) その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省や北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

ウ 平成16年台風18号災害への対応

風害を軽減するため多様な樹種・樹冠層により形成される森林を目指すこととし、引き続き次により進めることとする。

人工林の復旧は、疎植（疎仕立て）により植栽木の根系や樹冠の発達等を促進する。

天然林の復旧は、被害が分散的であり、天然更新により復旧すること等を基本として、復旧手法を被害動態から4タイプ（大面積全面被害タイプ、交互帯状高齡林タイプ、小面積部分被害タイプ及び天然林周辺被害タイプ）に分類し、各タイプごとに風害を軽減するための森林へ誘導する。

また、被害跡地の復旧や地球温暖化防止に対する理解の促進のため、多くの道民の方の参加による森林づくりも対策の一つとして位置付けて推進する。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齡

主要な樹種の標準伐期齡は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齡を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齡及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齡は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" " 広葉樹	80
	主として萌芽によって成立する広葉樹	25

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰返し期間によること。

(b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。

(c) 林地の保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、生態系の維持及び野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。

(d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

a 主伐については、育成複層林施業に準じることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(I) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 伐採、搬出、素材の集積等に当たっては、土砂の流出が生じないよう十分配慮するとともに、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう木材の流出防止等に必要な措置を講ずる。

イ 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林施業を積極的に推進することとし、人工林において針広混交林等に誘導するため

に行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐り等を実施する。

ウ 伐採に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業については、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹 種	基準本数(本 / ha)
トドマツ	3 , 0 0 0
アカエゾマツ、エゾマツ	3 , 0 0 0
カラマツ、グイマツ	2 , 5 0 0
広葉樹	4 , 0 0 0
クロマツ(海岸林)	1 0 , 0 0 0
その他針葉樹	3 , 0 0 0

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本 / haを目安とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力の活用には配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な

成長が図られるよう行う。

なお、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行う等により確実に更新を図る。

c 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全性の維持と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用するなど効率的な施業の実

施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹 種	間伐の時期（林 齢）			間 伐 方 法	間伐率
	初 回	2 回	3 回		
トドマツ	7 齢級 (31 ~ 35 年)	9 齢級 (41 ~ 45 年)	1 1 齢級 (51 ~ 55 年)	列状、 定性、 定量、 上層間 伐のうち 最も適 した方 法を選 択。	35%を 上限と する。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36 ~ 40 年)	1 1 齢級 (51 ~ 55 年)	1 4 齢級 (66 ~ 70 年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16 ~ 20 年)	6 齢級 (26 ~ 30 年)	8 齢級 (36 ~ 40 年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26 ~ 30 年)	8 齢級 (36 ~ 40 年)	1 0 齢級 (46 ~ 50 年)		
広葉樹	6 齢級 (26 ~ 30 年)	9 齢級 (41 ~ 45 年)	-		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹 種	保 育 作 業 の 年 次 別 計 画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下 刈	カラマツ	○		○	○													
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○			○	○	○	○	○									
つ る 切 ・ 除 伐	カラマツ						←	○			○				→			
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←	○				○		→	

注 1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を 1 年目と読み替える。

2) 下刈の○は 1 回刈、○は 2 回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8 年目については必要な箇所に適用する。

3) つる切、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全等公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい作業路による路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

エ 平成16年台風18号による被害地周辺の被害を免れた人工林についても、将来的に被害を受ける可能性があることから、風害を軽減していくことを目指し、若齢段階から密度調整を行い、適切な林分密度の維持・継続に努める。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表５のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域
該当林分なし。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保持林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、複層状態等の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、１箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した造林、保育、間伐や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の活用による針広混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた自然景観を保全し、又は創出するため、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業等の推進に努める。

なお、森林レクリエーション施設周辺の森林については、快適な森林環境の維持等を図るため、保育、間伐等を適切に行うものとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域
における施業の方法
該当林分なし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表 6 のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法については、別表 7 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

ア 針広混交林等多様な森林の整備を効率的に行うため、計画的な林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に、育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道の開設に当たっては、林道規程に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

ウ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

エ 林道工事の実施に当たっては、2 の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路等の計画的整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産

材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(5) その他必要な事項

流域管理システムの下で、流域の適切な森林整備、計画的・安定的な木材供給等を推進するに当たっては、森林整備、木材生産、加工・流通等各段階における民有林と国有林の連携による取組が重要である。このため、民有林と協調しつつ、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進することなどにより、流域の森林・林業の活性化に資することとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法については、別表9のとおり定める。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。

特に、作業路等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの作業路等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林施業等を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、

別表 10 のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表 11 のとおり定める。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表 12 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

ア 治山工事の実施に当たっては、2 の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表 13 のとおり定める。

イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

(ア) 主伐の方法

a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、以下の3区分とする。

(a) 伐採種を定めない(皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。

d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の

択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(I) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第二種特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いには次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いには次による。

区 分	制 限 内 容
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、この期待に応えるためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫害害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

また、森林病虫害及び野生鳥獣等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適

正化に関する法律」に基づく「特定鳥獣保護管理計画制度」を受けて北海道が策定した「エゾシカ保護管理計画」に基づく個体数調整に協力するとともに、平成20年2月の「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を受けて、市町村における被害防止対策実施のための被害防止対策協議会に参画する中、関係機関等と連携を図ることとする。また、生息状況、被害動向等について情報収集を行うとともに、狩猟機会の拡大等の取組を推進し、主体的・直接的に被害の軽減に努めることとする。

なお、森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。

イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林の整備・保全の推進、緑環境の整備による雇用対策、道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

イ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

別 表

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分		水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産
総 数		58,875.58	4,288.96	7,626.92	27,204.26	31,873.49
別市 内町 沢村	苫小牧市	19,145.03	611.06	7,492.79	6,936.50	13,529.04
	白 老 町	21,924.32	1,483.33	-	19,810.35	8,386.98
	むかわ町	17,806.23	2,194.57	134.13	457.41	9,957.47

注 1) 各森林の有する機能別の森林の所在(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備えておく別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考（現況）		
				水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
面積	育成単層林	23,132	22,970	21,946	1,105	80
	育成複層林	8,956	9,250	8,590	364	2
	天然生林	27,256	27,124	22,286	4,951	19
森林蓄積 (m ³ /ha)		121	131			
林道整備率 (%)		47	47			

注1) 育成単層林とは、森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、そのあとに一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成されている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成されている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立した森林。

4) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。

5) 参考（現況）の合計は四捨五入のため必ずしも現況に一致しない。

6) 現況及び計画期末の数値については、無立木地は含まれていない。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	385	320	65	85	57	28	301	263	38

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	792	3,821

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林、森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区 分		水土保持林	森林と人との共生林
総 数		54,488.95	7,538.48
別市 内町 沢村	苫小牧市	16,374.40	3,082.30
	白 老 町	18,810.17	3,756.68
	むかわ町	19,304.38	699.50

注) 森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

(2) 伐採方法その他の施業を特定する必要がある森林の区域

該当無し

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

種類	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	利 用 区 域			備考
				面 積	材 積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	むかわ町	富内支線	2.0	340	17,044	32,149	
		長和	2.0	235	19,104	8,625	
		左股	1.4	64	5,205	3,737	
	小計	3 路線	5.4	639	41,353	44,511	
基幹 計		3 路線	5.4	639	41,353	44,511	
自動車道 (管理)	白老町	マイボク沢	1.3	136	4,494	8,473	
		深沢支線	1.2	215	4,783	18,552	
		左の沢	1.5	221	9,594	16,148	
	小計	3 路線	4.0	572	18,871	43,173	
	苫小牧市	苫小牧 2 3 号	2.4	319	20,413	5,432	
		苫小牧 1 8 号	1.5	153	7,451	5,110	
		糸井 2 0 号	2.1	122	9,498	2,613	
		糸井 9 号	0.9	110	7,945	1,422	
	小計	4 路線	6.9	704	45,307	14,577	
	むかわ町	大岩第 1	3.0	460	39,034	24,385	
		ペンケホロカアンベ	2.0	415	26,408	30,466	
		チンオマナイ	3.5	550	43,501	25,136	
		下福山支線	2.0	135	8,762	16,082	
		シュッタ 1 2 号	1.5	242	15,294	25,587	
		藤山の沢	2.0	174	13,070	10,533	
		大夕張界第 1	0.7	152	11,456	8,220	
	小計	7 路線	14.7	2,128	157,525	140,409	
管理 計		1 4 路線	25.6	3,404	221,703	198,159	
合 計		1 7 路線	31.0	4,043	263,056	242,670	

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位 置 (市町村)	路 線 名	延長	箇所数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	白老町	クッタラ	200	1	路体強化
		飛生	300	1	路体強化
		萩野横断	300	1	路体強化
		森野	300	1	路体強化
		別々	30	1	溝渠工
		社台横断	250	2	路体強化
	小計	5 路線 (社台横断は起点の 苫小牧側で計上)	1,380	7	
	苫小牧市	社台横断	150	1	路体強化
	小計	1 路線	150	1	
	むかわ町	八幡越	100	1	路体強化
	小計	1 路線	100	1	
基幹 計		8 路線	1,630	9	
自動車道 (管理)	白老町	飛生越	1,000	3	路体強化
	小計	1 路線	1,000	3	
管理 計		1 路線	1,000	3	
合 計		9 路線	2,630	12	

別表 7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当無し

別表 8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (保安林の種類)
市町村	地 区			
総 数		61448.45		
苫小牧市	市町村別の地区(林班)は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	19091.52	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	水かん、保健
白老町		22430.48		水かん、土流、保健、その他
むかわ町		19926.45		水かん、土流、土崩

注) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「保健」は保健保安林、「その他」は砂防指定地である。

別表 9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当無し

別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10 - 1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	61,639	
水源かん養のための保安林	58,230	
災害防備のための保安林	3,410	
保健、風致の保存等のための保安林	1,938	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しないことがある。

10 - 2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除別	種類	流域	市町村		面積
解除	水源かん養	鷗川	むかわ町	胆振東部署	3
				2120林班	

注1) 指定解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数を掲上する。

2) 区域内には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

10 - 3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当無し

別表 11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表１２ 治山事業の数量

単位 地区

所在		治山事業 施工地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
苫小牧市	236～245・251～254・257～262・ 264～274・275～293	50	溪間工	
白老町	2～4・46～55・88～100・130～150・205・ 210	49	溪間工、山腹工	
むかわ町	2015・2016・2017～2019・2022～2024・ 2079～2084・2109～2114・2141～2145	25	溪間工	
合計		124		

別表１３ 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	水源 かん養	苫小牧市	森林の区域 （林班）は、 北海道森林管 理局計画課に 備え置く別冊 のとおりである。	19,083.09	保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
		白老町		21,491.65			
		むかわ町		17,648.46			
	小計			58,223.20			
	土砂流出 防備	白老町		913.39			
		むかわ町		2,115.65			
	小計			3,029.04			
	土砂崩壊 防備	むかわ町		10.00			
	小計			10.00			
	防風	苫小牧市		297.31			
		むかわ町		73.40			
	小計			370.71			
	保健	苫小牧市		(1,365.27)			
		白老町		(562.94)			
		むかわ町		(10.08)			
	小計			(1,938.29)			
	計			(1,938.29)			
				61,632.95			
	砂防指定地	白老町		(18.88)	択伐、禁伐		
				21.34			
	計			(18.88)			
				21.34			

単位 面積：ha

種 類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国立公園	特別保護地区	苫小牧市	森林の区域（林班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	(105.10)	11(1)ウの表による		支笏洞爺国立公園
	小計			(105.10)			
	第一種特別地域	苫小牧市		(1,085.80) 2.95			
		白老町		(350.43) 4.14			
	小計			(1,436.23) 7.09			
	第二種特別地域	苫小牧市		(241.71) 13.32			
		白老町		(1,189.74) 18.32			
	小計			(1,431.45) 31.64			
	第三種特別地域	苫小牧市		(365.41) 13.09			
		白老町		(2,903.24) 19.57			
	小計			(3,268.65) 32.66			
	計			(6,241.43) 71.39			
	鳥獣保護区 特別保護地区	むかわ町		(61.08)	11(1)オの表による		
	計			(61.08)			

注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

(附)参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha

区 分		区域面積 (A)	森 林 面 積			森林比率 B / A
			総数(B)	国有林	民有林	
総 数		234,184	162,737	62,702	100,035	69%
市町村内訳	苫小牧市	56,149	33,537	19,464	14,073	60%
	白老町	42,575	33,828	22,817	11,012	79%
	厚真町	40,456	28,814	5	28,809	71%
	安平町	23,713	9,935	199	9,735	42%
	むかわ町	71,291	56,623	20,217	36,406	79%

注1) 区域面積は「平成22年北海道統計書」、森林面積は「平成21年度北海道林業統計」による。
 なお、森林面積(国有林)は、森林管理局所管国有林及びその他国有林である。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温()			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	風速(m/s)		風向	備考
	最高	最低	平均			最大	平均		
安 平				1,137.5	60				アメダス
穂 別	32.6	-29.8	7.3	1,203.0	69	12.3	1.8	南西	アメダス
厚 真	31.4	-22.8	7.6	1,098.5		14.5	2.7	南南東	アメダス
大 滝	29.6	-21.7	6.0	1,873.0	127	9.0	1.7	南西	アメダス
森 野	31.2	-17.9	7.3	2,638.0		10.0	1.6	北西	アメダス
苫小牧	30.6	-15.5	8.3	1,346.5	28	18.0	3.1	東南東	気象台・測候所
大 岸	31.3	-17.4	8.2	1,416.0	82	11.5	1.8	南南東	アメダス
鷗 川	30.5	-23.4	7.7	1,150.0		14.9	3.1	西南西	アメダス
白 老	31.1	-16.5	7.8	1,528.5	24	18.9	2.8	東南東	アメダス

注1) 気象庁HP「気象統計情報(<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)」検索結果による。

2) 気象データは2010年のデータである。

イ 地 勢

(ア)主な山岳

山名	標高(m)	所在等
樽前山	1,041	支笏・洞爺・積丹
ホロホロ山	1,322	支笏・洞爺・積丹

注) 国土地理院HP「日本の主な山岳標高(<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MOUNTAIN/mountain.html>)」による。

(イ)主な河川等

河川名	主たる経過地	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	備 考
鷓 川	占冠村・むかわ町	135	1,270	一級河川
安 平 川	安平町・苫小牧市	50	562	二級河川

注) 北海道統計書(平成22年)による。

湖沼名	所在地	面積 (km ²)	備 考
倶 多 楽 湖	白老町	4.68	
ウトナイ湖	苫小牧市	2.21	

注) 北海道統計書(平成22年)による。

(3) 土地利用の状況

単位 面積:ha

区 分		総数	森林	農 地				その他
				計	うち田	うち畑	うち牧場	
総 数		234,184	162,737	25,423	8,708	46,771	19,295	46,024
市町村内訳	苫 小 牧 市	56,149	33,537	1,636	0	955	681	20,976
	白 老 町	42,575	33,828	2,349		763	1,586	6,398
	厚 真 町	40,456	28,814	6,497	3,549	2,650	298	5,145
	安 平 町	23,713	9,935	7,796	1,312	5,816	668	5,982
	む か わ 町	71,291	56,623	7,145	3,847	1,948	1,350	7,523

注1) 総数及び農地は「平成22年北海道統計書」、森林面積は「平成21年度北海道林業統計」による。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分		総数	第1次産業				第2次 産 業	第3次 産 業	分類不能 の 産 業
			総数	農業	林業	漁業			
総 数		100,522	5,736	4,887	324	525	26,197	67,007	1,582
市 町 村 内 訳	苫 小 牧 市	78,693	1,115	883	79	153	20,920	55,186	1,472
	白 老 町	8,772	654	325	50	279	2,785	5,281	52
	厚 真 町	2,875	1,124	1,048	44	32	449	1,299	3
	安 平 町	4,518	1,205	1,179	26		777	2,508	28
	む か わ 町	5,664	1,638	1,452	125	61	1,266	2,733	27

注) 平成17年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数															
	総数	62,149.77	7,176	139	1,617.36	19	151.29	144.63			107.27			107.27	1	
	針	59,343.62	7,176	139	1,617.36	19	151.29	144.63			107.27			107.27	1	
	広	31,227.03	3,262	86	1,442.52	6	149.36	133.24			98.10			98.10		
	広	28,116.59	3,913	52	174.84	13	1.93	11.39			9.17			9.17	1	
	総数	23,283.93	2,386	72	605.37	4	112.17	140.04			103.35			103.35	1	
	針	22,586.74	2,216	70	431.03	1	112.17	132.74			96.08			96.08		
	広	697.19	170	2	174.34	3		7.30			7.27			7.27		
	育単層成林	23,131.72	2,363	72	583.22	4	70.31	112.21			80.75			80.75	1	
	育複層成林	22,434.53	2,194	70	408.88	1	70.31	104.91			73.48			73.48		
天然林	総数	697.19	169	2	174.34	3		7.30			7.27			7.27		
	針	(117.51)														
	広	(34.70)														
	総数	152.21	22		22.15		41.86	27.83			22.60			22.60		
	針	152.21	21		22.15		41.86	27.83			22.60			22.60		
	広		1													
	総数	36,059.69	4,790	66	1,011.99	15	39.12	4.59			3.92			3.92		
	針	8,640.29	1,046	16	1,011.49	5	37.19	0.50			2.02			2.02		
	広	27,419.40	3,743	50	0.50	10	1.93	4.09			1.90			1.90		
	育単層成林															
竹林	育複層成林															
	針															
	広															
	総数	8,803.61	1,091	19	1,011.99	1	39.12	4.59			3.47			3.47		
	針	4,427.14	406	8	1,011.49	1	37.19	0.50			1.57			1.57		
	広	4,376.47	685	12	0.50		1.93	4.09			1.90			1.90		
	総数	27,256.08	3,699	47							0.45			0.45		
	針	4,213.15	640	9							0.45			0.45		
	広	23,042.93	3,059	38												
	無立木地	2,806.15														

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	783.21	36	3	1,784.30	116	7	2,148.02	238	12	5,713.52	601	21	5,105.03	568	17	
		783.21	36	3	1,784.30	116	7	2,148.02	238	12	5,713.52	601	21	5,105.03	568	17	
	総数	764.34	34	3	1,738.24	111	7	2,055.59	230	12	4,376.80	462	18	4,600.42	501	16	
		18.87	2		46.06	5		92.43	8		1,336.72	139	3	504.61	67	1	
	総数	776.88	36	3	1,757.11	113	7	2,030.76	230	12	3,772.26	426	17	4,463.71	501	16	
		758.47	34	3	1,728.66	110	7	2,021.40	227	12	3,767.62	405	17	4,419.47	484	15	
	育成林	18.41	2		28.45	3		9.36	2		4.64	21		44.24	18		
		739.11	36	3	1,757.11	113	7	2,030.76	230	12	3,772.26	426	17	4,463.71	500	16	
	育成林	720.70	34	3	1,728.66	110	7	2,021.40	227	12	3,767.62	405	17	4,419.47	482	15	
		18.41	2		28.45	3		9.36	2		4.64	21		44.24	18		
無立木地	総数	37.77											(20.20)				
		37.77															
	総数	6.33			27.19	2		117.26	8		1,941.26	175	4	641.32	66	2	
		5.87			9.58	1		34.19	2		609.18	57	1	180.95	17		
	育成林	0.46			17.61	1		83.07	5		1,332.08	118	3	460.37	49	1	
	育成林																
	育成林	6.30			13.46	1		42.85	5		620.71	56	1	526.78	53	1	
		5.87			9.58	1		23.91	2		200.39	18		164.08	14		
天然林	0.43			3.88			18.94	3		420.32	38	1	362.70	38	1		
	0.03			13.73	1		74.41	3		1,320.55	119	3	114.54	14			
竹林							10.28	1		408.79	39	1	16.87	2			
	0.03			13.73	1		64.13	3		911.76	80	2	97.67	11			
無立木地																	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分		10齡級			11齡級			12齡級			13齡級			14齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	總數	總數	3,953.47	433	9	2,865.19	275	4	1,950.12	185	3	460.88	48	1	1,044.24	131	2
		針	3,953.47	433	9	2,865.19	275	4	1,950.12	185	3	460.88	48	1	1,044.24	131	2
		広	3,409.53	361	7	2,661.63	237	4	1,172.62	117	2	288.92	30	1	678.99	73	1
	總數	針	543.94	72	1	203.56	38	1	777.50	68	1	171.96	18	1	365.25	58	1
		針	3,451.04	385	7	2,684.54	259	4	893.02	106	1	254.38	28	1	414.10	42	1
		針	3,247.74	347	7	2,588.36	230	4	873.24	93	1	247.35	24	1	412.99	38	1
	人工林	広	203.30	38	1	96.18	28		19.78	13		7.03	4		1.11	4	
		總數	3,451.04	385	7	2,684.54	258	4	893.02	100	1	254.38	28	1	414.10	42	1
		針	3,247.74	347	7	2,588.36	230	4	873.24	87	1	247.35	24	1	412.99	38	1
	育成林	広	203.30	38	1	96.18	28		19.78	13		7.03	4		1.11	4	
立木地	總數	針						(42.70)									
		針															
		広															
	總數	針	502.43	48	1	180.65	16		1,057.10	78	2	206.50	20	1	630.14	89	2
		針	161.79	14		73.27	7		299.38	24	1	41.57	6		266.00	34	1
		広	340.64	34	1	107.38	9		757.72	55	1	164.93	14		364.14	54	1
	天然林	總數															
		針															
		広															
	育成林	總數	398.76	41	1	152.54	15		411.98	51	1	85.04	12		394.37	58	1
針		157.93	14		69.39	6		230.47	22	1	41.57	6		246.89	32	1	
広		240.83	27	1	83.15	9		181.51	29	1	43.47	7		147.48	26	1	
天然林	總數	103.67	8		28.11	1		645.12	27		121.46	8		235.77	30	1	
	針	3.86			3.88			68.91	2					19.11	2		
	広	99.81	7		24.23	1		576.21	25		121.46	8		216.66	28		
無立木地																	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分		15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	總數	總數	1,013.97	131	2	1,427.16	202	3	743.46	92	1	495.45	75	1	239.94	35
		針	1,013.97	131	2	1,427.16	202	3	743.46	92	1	495.45	75	1	239.94	35
		広	838.20	94	1	938.29	126	2	319.72	42	1	230.48	30		117.38	17
	總數	針	175.77	37		488.87	76	1	423.74	50	1	264.97	46	1	122.56	18
		針	760.86	95	1	554.71	78	1	196.22	31		140.16	23		112.38	20
		針	753.91	85	1	514.91	67	1	196.22	29		135.81	20		87.70	14
	人工林	広	6.95	9		39.80	11			2		4.35	3		24.68	6
		總數	760.86	95	1	554.71	78	1	196.22	29		140.16	15		112.38	16
		針	753.91	85	1	514.91	67	1	196.22	26		135.81	13		87.70	10
	育成林	広	6.95	9		39.80	11			2		4.35	3		24.68	6
		總數	(1.56)						(15.23)			(34.70)			(34.75)	
		針								2			7			4
立木地	總數	針								2			7			4
		針								2			7			4
		広														
	總數	針	253.11	36	1	872.45	124	2	547.24	61	1	355.29	53	1	127.56	15
		針	84.29	9		423.38	59	1	123.50	14		94.67	10		29.68	3
		広	168.82	27		449.07	65	1	423.74	47	1	260.62	43	1	97.88	12
	天然林	總數														
		針														
		広														
	育成林	總數	209.06	29	1	757.17	119	2	174.62	24	1	149.88	19		76.15	10
		針	79.48	8		412.69	59	1	72.04	8		70.65	6		26.11	3
		広	129.58	20		344.48	60	1	102.58	16		79.23	12		50.04	7
天然林	總數	44.05	8		115.28	5		372.62	37	1	205.41	34		51.41	5	
	針	4.81	1		10.69			51.46	6		24.02	3		3.57		
	広	39.24	7		104.59	5		321.16	31		181.39	30		47.84	5	
竹林																
無立木地																

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

区分		2.0 齢級			2.1 齢級以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	1,028.39	139	2	26,566.72	3,851	48
	総数	1,028.39	139	2	26,566.72	3,851	48
	針	294.12	32		4,918.54	759	10
	広	734.27	107	2	21,648.18	3,092	38
	総数	45.62	5	5	15.25		2
	針	45.62	4		15.25	1	
	広		1	1		1	
	総数	45.62	5		15.25	2	
	針	45.62	4		15.25	1	
	広		1	1		1	
人工林							
天然林	育単層林						
	育成層林						
	総数						
	針						
	広						
	総数	982.77	133	2	26,551.47	3,849	48
	針	248.50	27		4,903.29	758	10
	広	734.27	106	2	21,648.18	3,091	38
	総数						
	針						
竹林	育単層林						
	育成層林						
	総数						
	針						
	広						
	総数	348.78	42	1	3,375.99	556	8
	針	158.96	13		1,406.38	194	3
	広	189.82	29	1	1,969.61	362	5
	総数	633.99	92	1	23,175.48	3,293	40
	針	89.54	15		3,496.91	564	7
無立木地	広	544.45	77	1	19,678.57	2,729	33
	竹林						

- (注) 1.人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

森林計画区:003 胆振東部

区分		立木地										無立木地等					単位 面積 : ha、材積 : m³、成長量 : m³ / 年		
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外 の 土 地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
制限林	面積	針	22,432.99	152.21	22,585.20			4,427.14	4,213.15	8,640.29									
		広	695.84		695.84			4,376.47	23,021.62	27,398.09									
		計	23,128.83	152.21	23,281.04			8,803.61	27,234.77	36,038.38									
	材積	針	2,194,206	21,336	2,215,542			406,395	640,101	1,046,496									
		広	168,711	1,080	169,791			684,578	3,057,673	3,742,251									
		計	2,362,917	22,416	2,385,333			1,090,973	3,697,774	4,788,747									
普通林	成長量	針	69,862.4	236.5	70,098.9			7,756.9	8,557.5	16,314.4									
		広	2,225.2	12.9	2,238.1			11,643.5	38,200.7	49,844.2									
		計	72,087.6	249.4	72,337.0			19,400.4	46,758.2	66,158.6									
	面積	針	1.54		1.54					21.31	21.31								
		広	1.35		1.35					21.31	21.31								
		計	2.89		2.89							24.20							
計	材積	針	217		217														
		広	122		122					1,186	1,186								
		計	339		339							1,308							
	成長量	針	4.7		4.7														
		広	4.6		4.6					4.2	4.2								
		計	9.3		9.3														
計	面積	針	22,434.53	152.21	22,586.74			4,427.14	4,213.15	8,640.29									
		広	697.19		697.19			4,376.47	23,042.93	27,419.40									
		計	23,131.72	152.21	23,283.93			8,803.61	27,256.08	36,059.69									
	材積	針	2,194,423	21,336	2,215,759			406,395	640,101	1,046,496									
		広	168,833	1,080	169,913			684,578	3,058,859	3,743,437									
		計	2,363,256	22,416	2,385,672			1,090,973	3,698,960	4,789,933									
成長量	針	69,867.1	236.5	70,103.6			7,756.9	8,557.5	16,314.4										
	広	2,229.8	12.9	2,242.7			11,643.5	38,204.9	49,848.4										
	計	72,096.9	249.4	72,346.3			19,400.4	46,762.4	66,162.8										

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

森林計画区:003 胆振東部

市町村	区分	立木地										無立木地等						計		
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外 の土地		計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計												
苫小牧市	面積	針	9,882.15	91.00	9,973.15		1,725.82	656.34	2,382.16	12,355.31										
		広	527.44		527.44		982.15	4,470.14	5,452.29	5,979.73										
		計	10,409.59	91.00	10,500.59		2,707.97	5,126.48	7,834.45	18,335.04					5.10	2.72		1,138.34	1,146.16	19,481.20
	材積	針	823,189	12,979	836,168		68,944	73,127	142,071	978,239										978,239
		広	131,924	1,067	132,991		91,179	491,721	582,900	715,891										715,891
白老町	面積	針	955,113	14,046	969,159		160,123	564,848	724,971	1,694,130									1,694,130	
		針	23,586.7	128.7	23,715.4		1,984.6	1,326.7	3,311.3	27,026.7									27,026.7	
		広	1,671.3	12.7	1,684.0		1,963.3	6,969.4	8,932.7	10,616.7									10,616.7	
	成長量	針	25,258.0	141.4	25,399.4		3,947.9	8,296.1	12,244.0	37,643.4									37,643.4	
		針	6,619.29	20.20	6,639.49		389.82	1,566.65	1,956.47	8,595.96										
むかわ町	面積	針	55.06		55.06		910.55	11,952.93	12,863.48	12,918.54										
		針	6,674.35	20.20	6,694.55		1,300.37	13,519.58	14,819.95	21,514.50								1,137.83	1,137.83	22,652.33
		針	713,826	1,599	715,425		37,509	206,582	244,091	959,516									959,516	
	材積	針	17,408	13	17,421		118,367	1,436,568	1,554,935	1,572,356									1,572,356	
		針	731,234	1,612	732,846		155,876	1,643,150	1,799,026	2,531,872									2,531,872	
森林計画計	成長量	針	24,385.4	49.3	24,434.7		891.9	2,959.6	3,851.5	28,286.2									28,286.2	
		針	212.2	0.2	212.4		2,712.0	18,514.3	21,226.3	21,438.7									21,438.7	
		針	24,597.6	49.5	24,647.1		3,603.9	21,473.9	25,077.8	49,724.9									49,724.9	
	面積	針	5,933.09	41.01	5,974.10		2,311.50	1,990.16	4,301.66	10,275.76										
		針	114.69		114.69		2,483.77	6,619.86	9,103.63	9,218.32										
森林計画計	材積	針	6,047.78	41.01	6,088.79		4,795.27	8,610.02	13,405.29	19,494.08								522.16	522.16	20,016.24
		針	657,408	6,758	664,166		299,942	360,392	660,334	1,324,500									1,324,500	
		針	19,501		19,501		475,032	1,130,570	1,605,602	1,625,103									1,625,103	
	成長量	針	676,909	6,758	683,667		774,974	1,490,962	2,265,936	2,949,603									2,949,603	
		針	21,895.0	58.5	21,953.5		4,880.4	4,271.2	9,151.6	31,105.1									31,105.1	
森林計画計	面積	針	346.3		346.3		6,968.2	12,721.2	19,689.4	20,035.7									20,035.7	
		針	22,241.3	58.5	22,299.8		11,848.6	16,992.4	28,841.0	51,140.8									51,140.8	
		針	22,434.53	152.21	22,586.74		4,427.14	4,213.15	8,640.29	31,227.03										
	材積	針	697.19		697.19		4,376.47	23,042.93	27,419.40	28,116.59										
		針	23,131.72	152.21	23,283.93		8,803.61	27,256.08	36,059.69	59,343.62					5.10	2.72		2,798.33	2,806.15	62,149.77
森林計画計	材積	針	2,194,423	21,336	2,215,759		406,395	640,101	1,046,496	3,262,255									3,262,255	
		針	168,833	1,080	169,913		684,578	3,058,859	3,743,437	3,913,350									3,913,350	
		針	2,363,256	22,416	2,385,672		1,090,973	3,698,960	4,789,933	7,175,605									7,175,605	
	成長量	針	69,867.1	236.5	70,103.6		7,756.9	8,557.5	16,314.4	86,418.0									86,418.0	
		針	2,229.8	12.9	2,242.7		11,643.5	38,204.9	49,848.4	52,091.1									52,091.1	
森林計画計	針	72,096.9	249.4	72,346.3		19,400.4	46,762.4	66,162.8	138,509.1	138,509.1									138,509.1	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(4) 制限林の種類別面積

森林計画区:003 胆振東部

単位:ha

区分	市町村					合計
	苫小牧市	白老町	むかわ町			
水源かん養保安林	19,083.09	21,491.65	17,648.46			58,223.20
土砂流出防備保安林		913.39	2,115.65			3,029.04
土砂崩壊防備保安林			10.00			10.00
飛砂防備保安林						
防風保安林	297.31		73.40			370.71
水害防備保安林						
潮害防備保安林						
土害防備保安林						
防雪保安林						
防霧保安林						
なだれ防止保安林						
落石防止保安林						
防火保安林						
魚つき保安林						
航行目標保安林						
保健保安林	(1,365.27)	(562.94)	(10.08)		(1,938.29)	
風致保安林						
計	(1,365.27)	(562.94)	(10.08)	19,847.51	(1,938.29)	61,632.95
保安施設地区	19,380.40	22,405.04				
砂防指定地		(18.88)	21.34		(18.88)	21.34
特別保護地区	(105.10)				(105.10)	
第一種特別地域	(1,085.80)	(350.43)	4.14		(1,436.23)	7.09
第二種特別地域	(241.71)	(1,189.74)	18.32		(1,431.45)	31.64
第三種特別地域	(365.41)	(2,903.24)	19.57		(3,268.65)	32.66
地種区分未定地域						
計	(1,798.02)	(4,443.41)	42.03		(6,241.43)	71.39
特別保護地区						
第一種特別地域						
第二種特別地域						
第三種特別地域						
地種区分未定地域						
計						
都						
自然道						
府						
公						
立						
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域特別地区						
都道府県自然環境保全地域特別地区						
鳥獣保護区特別保護地区			(61.08)		(61.08)	
緑地保全地区						
風致地区						
特別母樹林						
史跡名勝天然記念物						
種の保存法による管理地区						
その他	(6,422.75)	0.41	(19,657.45)	182.62	(52.20)	183.03
合計	(9,586.04)	19,410.17	(24,882.68)	22,651.03	(123.36)	61,908.71

(5) 樹種別材積表

単位: m³

		人工林	天然林	無立木地	その他	計
針葉樹	スギ	108	6			114
	カラマツ	306,985	12,431			319,416
	アカマツ	5	951			956
	トドマツ	1,371,220	618,283			1,989,503
	エゾマツ	483,791	397,255			881,046
	他針葉樹	53,650	17,570			71,220
	小計	2,215,759	1,046,496			3,262,255
広葉樹	ナラ類	1,271	490,749			492,020
	カンバ類	23,375	725,130			748,505
	カエデ類		591,099			591,099
	シナノキ		363,612			363,612
	タモ類	9,192	10,668			19,860
	他広葉樹	136,075	1,562,179			1,698,254
	小計	169,913	3,743,437			3,913,350
合計		2,385,672	4,789,933			7,175,605

(6) 荒廃地等の面積

単位: ha

市町村名	荒廃地
白老町	9.46
計	9.46

(7) 森林の被害

単位: ha

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数	4,907	49	1

注) 北海道森林管理局事業統計書による。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構 成

振興局	組合名	市町村 (地区)	組合員数 (人)	専従役員数 (人)	払込済 出資金 (千円)	組合員所有 森林面積 (ha)
胆振総合振興局	苫小牧広域森林組合	苫小牧市	1,084	48	95,882	41,888
		登別市				
		白老町				
		厚真町				
		安平町				
		むかわ町				

注) 森林組合現況調査一覧(平成21年度)による。

イ 事業内容及び活動状況等

組合名	販売部門			購買部門		利用部門	
	販売 m ³	林産 m ³	加工 m ³	購買苗木 (千本)	養苗苗木 (千本)	新植 (ha)	保育 (ha)
苫小牧広域森林組合	24,242	44,516	51,891	689		360	1,952

注) 森林組合現況調査一覧(平成21年度)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位:事業体

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業						
			製材	チップ	合単板	フローリング	集成材	プレカット	計
総 数	10	(11) 11	14	(14) 16			1	6	(25) 58
苫小牧市	3	(3) 3	7	(7) 8			1	5	(10) 27
白 老 町	1	(1) 1	3	(3) 4				1	(4) 10
厚 真 町	2	(2) 2							(2) 4
安 平 町	1	(1) 1	1	(1) 1					(2) 4
むかわ町	3	(4) 4	3	(3) 3					(7) 13

注1) 北海道水産林務部林業木材課調べによる。

造林業及び素材生産業は平成20年度実績、木材・木製品製造業は平成21年度実績。

2) 素材生産業上段の()は、森林組合を除いた事業体数の内数。

3) チップ上段の()は、製材工場との兼業で内数。

(3) 林業労働力の概況

単位:人

	総就労者	林 業 就労者
S50年	84,844	966
S55年	95,918	838
S60年	96,265	756
H 2年	100,509	542
H 7年	109,462	379
H12年	105,882	330
H17年	93,129	254

注) 平成17年度国勢調査報告による。

(4) 林業機械化の概況

単位 台数:台

機 械 種 名		台数	説 明
索 道	重 量 式		素材の自重を利用して移送するもの
	動 力 式		動力を持って移動するもの
集 材 機	小 型		10PS未満のもの
	大 型		10PS以上のもの
モ ノ ケ ー ブ ル			ジグザグ集材施設
リ モ コ ン ウ ィ ン チ			遠隔操作による小型可搬式木寄せ機
自 走 式 搬 機			架線上を走行し素材の巻き上げ及び移送を行う搬機
モ ノ レ ー ル			跨座式及び懸垂式
小 型 運 材 車		2	20PS未満のもの
		7	20PS以上のもの
ホ イ ー ル タイ プ ト ラ ク タ		2	素材等を牽引して集材等の作業に用いる(車輪式のもの)
ク ロ ー ラ タイ プ ト ラ ク タ		24	ホイールトラクタと同じ作業に用いる(履帯式のもの)
育 林 用 ト ラ ク タ		1	主として地拵え等の育林作業に用いる
フ ォ ー ク リ フ ト		2	素材を所定の高さへ積み込み、巻立等の作業を行う
フ ォ ー ク ロ ー ダ		8	土場等で素材の積み込み、巻立等の作業を行う
ク レ ー ン	運材機能なし		素材等の吊り上げ、積み込み、巻立等の作業のみを行うもの (トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン)
	運材機能あり	6	クレーン作業と木材運搬を行うもの (クレーン付きトラック)
グ ラ ッ プ ル	運材機能なし	34	クレーンの先端部に材をつかむグラップルを装備 (グラップルローダ作業車)
	運材機能あり	1	グラップルローダによる作業と木材の運搬を行うもの (グラップルローダ付きトラック)
ト ラ ク タ シ ョ ベ ル		11	木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの
シ ョ ベ ル 系 掘 削 機 械		16	木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの (バックホウ、パワーショベル等)
チ ェ ー ン ソ ー		115	伐倒、枝払い、造材作業、育林作業等に用いる
チ ェ ー ン ソ ー リ モ コ ン 装 置 付			リモコンチェーンソー架台
刈 払 機		82	地拵え、下刈等に用いるもの(携帯式のもの)
植 穴 掘 機		1	苗木を林地に植栽するのに用いるもの
動 力 枝 打 機	自動木登り式		自動木登り式のもの
	背負い式等		背負い式等の上記以外のもの
苗 畑 用 ト ラ ク タ			苗畑において、耕うん、整地等に用いる
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ		2	立木を伐倒、集積する自走式機械
ス キ ッ ダ			牽引式集材専用のトラクタ
プ ロ セ ッ タ		2	枝払い、玉切りする自走式機械
ハ ー ベ ス タ		14	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フ ォ ワ ー ダ			積載式集材専用車両
タ ワ ー ヤ ー ダ			元柱を具備した自走式集材機械
グ ラ ッ プ ル ソ ー		7	巻立、玉切りする自走式機械
樹 木 粉 砕 機		5	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械

注) 北海道水産林務部林業木材課調べ(平成22年3月31日現在)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区 分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	46	192	238	51	179	230	112%	93%	97%
針葉樹	39	176	215	41	159	200	106%	91%	93%
広葉樹	7	16	23	10	19	29	144%	121%	128%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,309	5,213	158%	291	1,721	591%	3,019	3,491	116%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(3) 育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

計 画	実 行	実行歩合
114	1,202	1053%

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	50.7	6.9	14%	4.5 15箇所	1.4 7箇所	31% 47%

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

(ア) 計画と実行状況

単位 面積:ha

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数					2.65	
水 源 か ん 養					2.32	
土 砂 流 出 防 備					0.09	
土 砂 崩 壊 防 備					0.13	
防 風					0.12	
保 健						

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H18～H22年度)である。

(イ) 計画と実行結果についての検討

各種開発行為等に係る処理結果である。

イ 保安施設地区の指定

(ア) 計画と実行状況

該当なし

(イ) 計画と実行結果についての検討

該当なし

ウ 保安施設事業

(ア) 計画と実行状況

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪 間 工 (箇所)	28	27	96%
山 腹 工 (箇所)	4	3	75%
植 栽 工 (ha)	105	27	26%
本数調整伐 (ha)	230	2,321	1009%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H18～H22年度)である。

(イ) 計画と実行結果についての検討

各事業の緊急性を踏まえた結果である。

5 林地の異動状況(森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用 地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
				4	4

その他の内訳として、国道及び道々の所管換え及び売り払いである。

(2) 森林以外より森林への異動

該当なし

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:1,000m³

分 期										
伐採立木材積	總 数	總 数	180	205	203	219	240	266	283	287
		針葉樹	150	170	166	179	199	220	233	237
		広葉樹	30	35	37	40	42	47	50	51
	主 伐	總 数	15	70	75	100	126	154	169	176
		針葉樹	11	46	49	71	95	117	130	135
		広葉樹	4	24	26	29	32	37	39	40
	間 伐	總 数	165	135	128	119	114	113	114	112
		針葉樹	139	124	117	108	104	103	103	102
		広葉樹	27	11	11	10	10	10	10	10
造林面積	總 数		2,430	2,183	2,496	2,743	2,840	2,675	2,496	2,251
	人 工 造 林		104	688	923	1,138	1,249	1,168	1,073	922
	天 然 更 新		2,327	1,494	1,574	1,605	1,591	1,507	1,424	1,329

注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2)分期別期首資源表

單位 面積:ha、材積:千m³

區 分			面 積												材 積
			總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第 分期	人工林	總 數	59,344	1,769	252	2,568	7,862	9,059	4,815	1,505	2,441	1,239	1,268	26,567	7,176
		育成單層林	23,284	718	243	2,534	5,803	7,915	3,578	668	1,316	336	158	15	2,385
		育成複層林	23,132	654	193	2,496	5,803	7,915	3,578	668	1,316	336	158	15	2,363
	天然林	總 數	152	64	50	38									22
育成單層林		36,060	1,051	9	34	2,059	1,144	1,238	837	1,126	903	1,110	26,551	4,790	
育成複層林		0													
第 分期	天然林	總 數	8,804	1,051	8	20	664	926	565	479	966	325	425	3,376	1,091
		天然生林	27,256		0	14	1,395	218	673	357	159	578	685	23,175	3,699

區 分			面 積												材 積
			總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第 分期	人 工 林	總 數	59,344	1,721	296	890	3,932	10,819	6,819	2,411	2,058	2,078	728	27,592	7,786
		育成單層林	23,144	709	252	880	3,788	8,191	6,074	1,136	1,163	650	243	57	2,629
		育成複層林	22,970	665	183	820	3,788	8,191	6,074	1,136	1,163	650	243	57	2,623
		174	44	70	60									6	
	天 然 林	總 數	36,200	1,012	44	10	144	2,627	744	1,275	895	1,427	485	27,535	5,157
育成單層林		0													
育成複層林		9,076	1,012	44	10	56	1,192	613	508	615	939	361	3,725	1,355	
	天然生林	27,124			0	88	1,435	132	767	280	488	124	23,809	3,801	

区 分			面 積												材 積
			總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第 分期	總 數	總 數	59,344	788	1,769	252	2,578	7,913	9,073	4,336	1,445	3,414	1,160	26,614	8,218
		育成單層林	22,925	788	718	243	2,534	5,765	7,757	3,044	587	1,074	273	142	2,835
		育成複層林	22,084	99	654	193	2,496	5,765	7,757	3,044	587	1,074	273	142	2,825
	天然林	總 數	842	689	64	50	38								11
		育成單層林	36,418	0	1,051	9	44	2,148	1,316	1,293	858	2,340	887	26,472	5,383
		育成複層林	0												
第 分期	天然林	育成複層林	10,829		1,051	8	31	753	1,109	653	523	2,190	468	4,043	1,495
		天然生林	25,590			0	14	1,395	207	640	336	150	419	22,429	3,888

単位 面積:ha、材積:千m³

第 分 期	区 分	面 積												材 積
		總 數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級 以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
人 工 林	總 數	59,344	1,603	1,721	296	968	3,997	10,832	5,781	2,186	2,951	3,087	25,921	8,724
	育成單層林	22,672	1,603	709	252	880	3,768	8,028	4,887	903	921	503	216	3,001
	育成複層林	20,938	44	665	183	820	3,768	8,028	4,887	903	921	503	216	2,983
	總 數	1,734	1,560	44	70	60								18
天 然 林	總 數	36,672	0	1,012	44	87	230	2,804	894	1,283	2,030	2,585	25,704	5,723
	育成單層林	0												
	育成複層林	12,597		1,012	44	87	141	1,446	775	599	1,782	2,153	4,556	1,748
	天然生林	24,075				0	88	1,358	119	683	247	431	21,148	3,976

第 分期	区 分	面 積												材 積
		總数	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
人工林	總 数	59,344	2,053	788	1,769	384	2,705	7,876	7,917	3,639	2,418	4,344	25,451	9,164
	育成单層林	22,361	2,053	788	718	243	2,516	5,651	6,424	2,320	475	872	300	3,128
	育成複層林	19,532	66	99	654	193	2,479	5,651	6,424	2,320	475	872	300	3,104
	總 数	2,828	1,987	689	64	50	38							25
	育成单層林	36,983	0	0	1,051	141	189	2,226	1,493	1,319	1,943	3,471	25,150	6,036
	育成複層林	0												
天然林	育成单層林	14,336			1,051	141	175	963	1,306	754	1,646	3,339	4,962	1,997
	育成複層林	22,647				0	14	1,262	187	565	297	132	20,189	4,039
	天然生林													

区 分		面 積												材 積	
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上		
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級		
第 分期	人工林	總 數	59,344	2,379	1,603	1,721	304	1,246	4,072	9,569	4,798	3,033	3,844	26,774	9,615
		育成單層林	22,025	2,379	1,603	709	252	872	3,693	6,662	3,784	747	759	565	3,212
		育成複層林	18,003	90	44	665	183	812	3,693	6,662	3,784	747	759	565	3,180
		總 數	4,022	2,289	1,560	44	70	60							32
	天然林	總 數	37,319	0	0	1,012	52	374	379	2,907	1,015	2,286	3,085	26,209	6,404
		育成單層林	0												
		育成複層林	16,017			1,012	52	373	299	1,682	909	1,682	2,867	7,142	2,277
		天然生林	21,302					0	80	1,226	106	604	218	19,067	4,127

單位 面積:ha、材積:千m³

第 分期	区 分	面 積												材 積
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
人工林	總 數	59,344	2,409	2,053	788	1,770	602	2,869	6,958	6,790	4,136	3,337	27,632	10,106
	育成單層林	21,693	2,409	2,053	788	718	242	2,466	4,662	5,153	1,844	398	959	3,328
	育成複層林	16,564	108	66	99	654	192	2,429	4,662	5,153	1,844	398	959	3,224
	總 數	5,128	2,301	1,987	689	64	50	37						104
天然林	總 數	37,651	0	0	0	1,052	360	402	2,295	1,637	2,292	2,939	26,673	6,778
	育成單層林	0												
	育成複層林	17,615				1,052	360	390	1,156	1,471	1,792	2,677	8,717	2,564
	天然生林	20,036					0	12	1,139	166	500	262	17,956	4,214

第 分期	区 分	面 積												材 積
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
人工林	總 數	59,344	2,233	2,379	1,603	1,721	366	1,531	3,637	8,405	5,068	3,844	28,556	10,626
	育成單層林	21,369	2,233	2,379	1,603	709	251	855	3,121	5,420	3,051	639	1,107	3,476
	育成複層林	15,236	121	90	44	665	181	796	3,121	5,420	3,051	639	1,107	3,255
	總 數	6,133	2,112	2,289	1,560	44	69	59						222
天然林	總 數	37,975	0	0	0	1,012	115	675	516	2,985	2,017	3,205	27,449	7,149
	育成單層林	0												
	育成複層林	19,140				1,012	115	675	443	1,892	1,923	2,672	10,408	2,846
	天然生林	18,834						0	72	1,093	94	534	17,041	4,303

區 分		面 積												材 積
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	以上	
第 分期	總 數	59,344	1,988	2,409	2,053	788	1,811	816	2,661	6,182	6,896	4,715	29,025	11,204
		21,056	1,988	2,409	2,053	788	716	238	2,067	3,834	4,284	1,526	1,154	3,687
		14,071	128	108	66	99	653	188	2,031	3,834	4,284	1,526	1,154	3,290
	人工林	6,986	1,860	2,301	1,987	689	64	49	36					397
		38,287	0	0	0	0	1,095	578	594	2,348	2,612	3,189	27,871	7,517
		0												
		20,583				0	1,095	578	583	1,341	2,465	2,748	11,774	3,124
天然林	17,704						0	11	1,007	147	441	16,097	4,393	